

仙台市いじめ問題専門委員会 議事録
 (第44回 仙台市立小学校児童の死亡事案(平成30年11月)に係る調査部会)

教育相談課作成

- ◆ 日 時 令和4年4月27日(水) 午後7時01分から午後9時11分まで
- ◆ 場 所 本庁舎 2階 第1委員会室
- ◆ 出席委員 ◎部会長 ○副部会長

No.	氏 名	出欠
1	○ 安保 英勇	出
2	伊藤 龍仁	出
3	◎ 小野純一郎	出
4	甲斐田沙織	出
5	新免 貢	出
6	鈴木久米男	出
7	高田 修	出

・敬称略 ・50音順

1 開会

(教育相談課主幹)

それでは、仙台市いじめ問題専門委員会(第44回仙台市立小学校児童の死亡事案(平成30年11月)に係る調査部会)を始めさせていただきます。一部委員にはリモートによる参加をしていただいておりますことをご了承願います。

2 部会長あいさつ

(教育相談課主幹)

まず、小野部会長よりご挨拶をお願いいたします。

(小野部会長)

新年度になって、もう早いもので2回目になりました。今日の委員会の直前のところでまた各委員からいろいろなペーパーが出るというような状況で、取りまとめがなかなか大変ですけれども、進めてまいりたいと思いますので、円滑な進行にご協力願いたいと思います。簡単ですが、挨拶にかえさせていただきます。

3 報告・協議

(教育相談課主幹)

小野部会長、ありがとうございました。それでは、この後の協議につきましては、小野部会長に進めていただきたいと思います。小野部会長、よろしくお願いいたします。

(小野部会長)

それでは、協議に入りたいと思います。本日の部会は、前回の最後に議論、協議して確認いたしましたとおり、前半部分、公開可能な議論について公開で行うということになっております。そして、後半は非公開として部会を継続するという予定でおります。まず、資料について、事務局からのご説明をお願いします。

(事務局)

委員の皆様事前に郵送いたしました資料は、第4 1回議事録確定稿、第4 1回記者会見記録確定稿、第4 3回議事録未定稿、調査報告書、答申のマスク案、伊藤委員からの意見書、メールにて送付した資料は鈴木委員からの意見書、高田委員からの意見書、参考資料⑩調査報告書に添付する別添資料案、仙台市情報公開条例第7条、前回調査部会前に出されたご遺族要望書及びその回答、5月予定表、資料一覧、以上となります。

(小野部会長)

ありがとうございました。今の事務局からの資料の説明について、ご意見、ご質問のある委員の方、いらっしゃいますか。よろしいでしょうか。いろいろなものが配付されておりますけれども、場合によると本日の部会ではちょっとその協議に及ばないという可能性もございますけれども、委員の皆様には大切に保管いただきたいと思います。それでは、本日は前回の調査部会で議論がまだ終わらなかった4月4日版についての私と高田委員の意見、それから新たに、先ほどの配付物にもありました伊藤委員と鈴木委員からの意見書も提出されておりますので、それぞれからの調査報告書、答申案の修正提案について議論を進めたいと思います。まず最初に、伊藤委員のほうから出されました4月18日付の文字表記の統一に関する意見の意見書について協議したいと思います。伊藤委員のほうからご説明をお願いします。

(伊藤委員)

ありがとうございます。私のほうからご提案させていただきます。この文字表記に関する話は、児童という表記と子どもという表記をどのように統一するかということで、これまでもとりわけ小野部会長の再発防止提言の部分におきまして、お話、協議をした経緯がございます。そのときはですね、私なりのそのときお話をさせていただきたいんですが、少しちょっと全体を読み返しつつ、改めてご提案申し上げたい点は、こちらの文書のほうをご覧くださいとおりでありますが、ポイントだけ説明させていただきます。具体的に言いますと、子どもの権利条約の取り上げ方、それから子どもの意見表明権について、そして権利擁護に関わる文言についてです。例えば、今回の先ほどの4月4日版ですね、再発防止提言のところを開いていただきますと、これは47ページ、4月4日版の47ページをご覧ください。こここのところにですね、第4章再発防止に向けた提言、1、はじめにというところですね、三つ目の段落のところ、さらに児童の権利擁護と意見聴取の在り方に関わる問題点、対応上求められる課題等を指摘したというところにまず児童の権利擁護という言葉が出てきます。そして、その下に、追記すべき問題点というところで、(1)児童の権利を擁護する意識の欠如と子どもの意見表明権への配慮不足という見出しがございます。ここをご覧くださいだけでもですね、児童の権利を擁護するという文言と、その後の子どもの意見表明権という文言として、児童という言葉、そして子どもという言葉が混在しています。また、その下の部分につきましても、子どもの権利条約という表記があり、子どもの権利条約の中に子どもの最善の利益というですね、この第3条の条文が示され、さらに12条では、子どもの意見表明権を規定するというところで、その条文がここで示されて

いるわけですが、例えば第3条のところでは子どもという表記になっていますが、12条のこの条文の中には児童という言葉になっています。この辺りですよ。一番最後の、この今のアの子どもの権利条約の一番最後に政府訳というふうにお示ししていただいていますので、政府訳でいくのであれば、やはりここは児童という表記で統一すべきかなという、そのように捉えられるわけですが、ただ、今回私がここで意見をですね、意見書で出させていただいたことについてですね、ちょっとここでポイントのところだけ読ませていただきます。私はですね、そこでというところからですが、答申内のどこかに注釈をつけ、本答申内で権利条約と意見表明権を取り扱う全ての文言を括弧付きの子どもの権利、括弧付き、子どもの意見と統一することに私は賛成します。あるいは、答申内の「児童」を全て子どもに置換することも検討に値しますが、そうすると、答申の表記全体に関わりますので、ここは迷うところですよということですね。その下です。もともと児童という言葉は保護の対象という子ども観に立脚しており、権利行使の主体という本条約の子ども観とは整合しません。また、学校教育では、児童といえば小学生を指すので誤解を生じやすいこともあり、政府は広報などでは括弧付きの子どもの権利条約という名称を用いることを認めています。ということで、前回、部会長がお話しになられたように、一般的に児童の解釈は小学校の児童を示すものでもありますので、このチャイルドの訳なんですけど、チャイルドが0歳から18歳までの子どもをですね、対象とするとは理解されない可能性が出てきます、児童というふうに訳すとですね。ですから、これは本答申が求めている権利擁護を図るべき役割を担う教職員、学校教職員が小学校の教職員に限定されると誤解されることも危惧されますので、権利条約に関わる部分、そして子どもの意見表明権という部分につきましては、括弧付きで子どもの権利、括弧付きの子どもの意見というふうに統一しつつ、全体は大きく変えないのであれば、児童という文言をそのまま継続して、少し整理をする必要があるかなというふうに感じましたので、提案させていただきました。もう少しお話しさせていただきますと、これは私が主に分担執筆させていただきました9ページ、9ページにちょっと飛びますけども、8ページの下のところ、本事案の特性と調査の視点ということで、9ページにかけて書かれています。この例えば9ページの上から4行目ではですね、括弧付きで児童の権利に関する条約という表記をしていますので、先ほどのお話でいえば、これは子どもの権利に関する条約でいいと思います。ただし、例えば条約の中身を取り上げるときには、政府訳でいくならば、児童の意見はという形になりますので、この辺りをですね、この答申案全体でもう一度しっかりと精査をして、子どもの権利という部分と児童という部分を整理する必要があるということ意見を出させていただきました。以上です。

(小野部会長)

伊藤委員、ありがとうございます。今の伊藤委員の意見について、他の委員の方から何かご意見ございますでしょうか。なければ、これ、私の担当部分のところなんですけども、今の47ページあるいは48ページのところで、子どもという言葉を使っているのは、多分、子どもの権利条約と子どもの意見表明権ということだけだと思うので、この子どもを全て児童に置き換えて書き換えるということでは、伊藤委員、いかがでしょうか。

(伊藤委員)

私の考え方としては、例えば権利条約を児童の権利条約として書くのか、子どもの権利条約として書くのか、個人的には子どもの権利条約と示していただきつつ、政府訳としての児童の権利に関する条約という文言も付記するという形はどうか。さらにいうと、前回、部会長がおっしゃったように、子どもの意見表明権ですね、子どもの意見表明権ということについては括弧付きでそのまま子ど

もの意見表明権と残していただいたほうがいいのではと。ですから、少し混在する形になるかと思いますが、やはり誤解を生じかねないためにも、誤解を避けるためにも、子どもの意見表明権という言葉を残しつつ、この答申の中で取り扱う大部分については児童のままでいいのかなど。はい。ですから、若干その辺りの整理の仕方は難しいなどは思ったんですが、私は前回部会長がおっしゃったように、子どもの意見表明権、そして子どもの権利という言葉はきちんと残すべきだというふうに思いますので、あえて残すのであれば分かりやすく、それを取り扱うときには括弧を付けて子どもの権利、そして子どもの意見表明権としてはどうでしょうかという提案になります。分かりづらくてすみません。

(小野部会長)

ほかの委員の方、ご意見ございますか。安保委員、ありますか。

(安保委員)

確認ですけども、基本は児童なんだけども、権利表明権とか意見表明権に関しては子どもという表記を使うということでよろしいでしょうか。

(伊藤委員)

はい、それでよろしいかと思います。

(安保委員)

あと、どこかに注釈をつけるというのは、注釈の内容はどういうことを想定されていますかね。

(伊藤委員)

これは、政府訳とそれから例えば国際教育法研究会の訳で児童の権利とか子どもの権利という訳が2通りありますので、政府訳を用いる場合と、この厚労省が採用する国際教育法研究会の訳の違いを、同じものなんですけれども、訳文によって違うんだというところをどこかに付記する必要があるかなというふうに思います。

(安保委員)

その辺ちょっと難しい、私を書く、多分最初に出てくるのは私の担当部分だと思うんですけども、ちょっと表現が難しそう、どうすればいいのかなというところがありますので、伊藤委員、注釈の案があれば後で送っていただければと思います。

(伊藤委員)

はい、ぜひ、またご相談申し上げたいと思います。よろしく申し上げます。

(小野部会長)

それじゃ、安保委員と伊藤委員のほうで詰めていただくということでよろしいですか、この点につきましては。じゃあ、この伊藤委員の意見書についてはこの程度にさせていただきたいと思います。それでは、次に、前回行っておりました高田委員のご意見ですね。それについて、積み残した部分について幾つかやっていきたいと思います。まず、高田委員のご意見は前回(9)まで終わっていたので、(10)以下ということになりますけれども、現在の公開の状況に鑑みて、個人情報等があらわれないような設例に限ってここで協議したいと思います。まず、13番、これは33ページの下から15行目、4月4日版の33ページ、ちょっと見ていただけますか。この下から15行目のいじめ・いじめの可能性というのが、いじめ・いじめられの可能性の誤表記かということですが、これはももとの執筆担当は鈴木委員でしたか、ここは。甲斐田先生でしたか。

(鈴木委員)

甲斐田委員だと思います。

(小野部会長)

甲斐田委員、分かりますか。今の、33ページのAの下から4行目のところで、いじめ・いじめの可能性というのは、いじめられというふうな誤記じゃないかというのが高田委員の指摘だと思うんですが。甲斐田委員、音声が、ミュート。

(甲斐田委員)

すみません。今、高田委員の修正提案の括弧幾つのところでしたっけ。

(小野部会長)

13です。

(甲斐田委員)

(13)のところで。そうですね、いじめ・いじめの可能性、いじめ・いじめられるの可能性。ちょっと文脈を見ないと。ちょっとお待ちください。

(小野部会長)

甲斐田委員、分かりますか、該当箇所。

(甲斐田委員)

はい。ちょっとお待ちくださいね。いじめられるの可能性という言い方。ちょっとお待ちくださいね。これらの連絡は出来事の対応について。やっぱり、いじめられというのも座りが悪くて、何とかなかな、能動、受動というような意味でのいじめというよりも、いじめの存在、そうですね、だから厳密に言うとする、いじめの存在もしくはいじめの存在の可能性を踏まえたいじめ防止法及び基本方針に則った対応は行われなかったというようなところで、これ、いじめられるの可能性というふうに、そうですね、いじめ・いじめられるの可能性っていう意味で書いたものではないですね。

(小野部会長)

誤表記ではないということですね。

(甲斐田委員)

そうですね。ここで検討しているのは、今回の当該児童に対する関係児童らのいじめというようなことで、双方向での調査であるとか、双方向の確かめを前提としたのではなくて、一応、当該児童に対する関係児童のいじめについて、その可能性を踏まえて調査していないというような指摘ですんで、そうですね、やっぱりこれはいじめられではなくて、いじめ、そうですね、ちょっと読んでいて引っかかりがあるからご指摘あったんだと思うんで、もし、そうですね、ちょっとリズム悪くなくても正確を期するのであれば、いじめの存在もしくはいじめの存在の可能性というような、そういった意味で書いてますね。

(小野部会長)

高田委員、どうでしょうか。

(高田委員)

分かりました。ありがとうございました。

(小野部会長)

今、甲斐田委員の案を取り入れますか、それともこのままでいいですか。

(高田委員)

ここに、ドットで分けてあるので、何かちょっと収まりが悪いなと感じたので、今、甲斐田委員が

言っていただいたように、説明文が入ると分かりやすいかなと感じました。以上です。

(小野部会長)

いじめ・いじめの可能性というのを、いじめの存在及びいじめの存在の可能性というふうに変えるのはどうですか。甲斐田委員。

(甲斐田委員)

そうですね、私もそれが適切だと思います。

(小野部会長)

ありがとうございます。次は高田委員の指摘の18番。これは、4月4日版の答申の48ページの上から2行目になります。ちょっと開けてみてください。これは、この18の指摘について、高田委員からちょっと口頭で補足説明していただけますか。

(高田委員)

文脈というか、本事案では重要な場面において、子どもの意見表明権が尊重されていなかったのではないか……

(伊藤委員)

すみません、ちょっと聞こえないです。

(高田委員)

申し訳ないです。上から2行目ですから、本事案では重要な場面において、上記子どもの意見表明権が尊重されていなかったのではないかの指摘があるところをちょっと読んでいて、ここでこの指摘をしたのはちょっと私もちょっと思い出せないんですけど、ただ、まあ子どもの意見表明権というのは、要するに法律の文言では子どもが意見を聴取される機会を与えられるということだということなので、この場合、聴取される機会を与えられないままに、いわゆる校長室登校とかですね、そういうところにいったところをちょっと強調、どこかで強調していただければと思ひまして、こういう書き方になりました。以上です。

(小野部会長)

ほかの委員の方、今のご指摘について、どうでしょうか。これは原案の執筆担当は私なんですけども、ちょっと私は高田委員のこの指摘はよく分からないというか、子どもの意見表明権が尊重されていなかったというのは、機会が与えられていない場面だけではなく、機会が与えられても十分に聴き取りがなされないとか、あるいは子どもの意見の表明の途中でそれが遮られるとか、その他いろいろあると思うので、この文章の中にどういう言葉を入れたらいいのかということちょっと私はよく理解できないので、高田委員のほうから、こうしたらいいという案をちょっと出していただくとありがたいです。

(高田委員)

指摘しておいて申し訳ありません。もう一回ちょっと考え直してみます。

(小野部会長)

そうですね。じゃあ、それは後でまた伺うことにして、高田委員の指摘については、今日この公開の場で議論しようとして予定していたのはこの2点なので、それで、私の指摘のほうに次に移らせていただきます。私のほうの指摘、私のももとの4月4日版の答申案、最新版、第4章を除く修正メモも前回途中まではやったんですけども、その後のところから行きます。まず、4月4日版の20ページの21行目から24行目の部分と、それから31行目から33行目辺りがですね、重複して

るんじゃないかということが私の指摘です。これは、20ページのところのイの（イ）というところで、しかし、この6月22日の以下の4行と同じ20ページの最後の4行はほぼ重なってるのでないかなというので重複を感じてるんですけども、これは甲斐田委員でしたか、ここの執筆担当は。

(甲斐田委員)

20ページについてはそうですね。それから、ごめんなさい、もう一つの部分が何ページということですか。

(小野部会長)

20ページのこの今申し上げた部分と、ここの点だけです、今申し上げた20ページの21行目から24行目と同じページの31行目から33行目がほぼ同じことを書いてあるので、近いところになっているので、重複でないかということです。

(甲斐田委員)

そうですね、なるほど。そうですね、この部分、私ですね。そうすると、ちょっと待ってください。事実確認の経過内容。ただ、経過内容の説明として、この事実確認が行われたこと、そして同年10月、そうですね、ここの3行が確かに重複ですね。そうすると、ウのほうのこの3行については、イの当該部分を前述のとおりであるとか、上記（イ）のとおりというふうな形でまとめてしまうということで問題ないと思います。

(小野部会長)

ありがとうございます。ほかの委員も、今の甲斐田委員の修正のことでよろしいでしょうか。それでは、そのように修正することにいたします。次にですね、29ページのところを開けていただきたいんですが、29ページの上から11行目のところですけども、D校長のところですが、「手を合わせたのは」とあるのが「重ねた」ではないかというふうに感じたんですけども、ここはどうでしょうか。これも甲斐田委員の執筆部分ですか。あ、また聞こえておりません。ミュートです。

(甲斐田委員)

これは、校長の聴取書を前提に書いたはずなんですけれども、すみません、当初は根拠書いてたかもしれないんですけども、根拠削っちゃった後なので、ちょっとお待ちくださいね。古い原稿があれば。過去のをちょっと見えています。そうですね、過去のものによると、校長の聴取書の13ページ、14ページを確認して、子供たちだけが手を合わせたというふうに報告を受けていたというような記憶に基づいた校長の言い分があったので、恐らくそれを……、ごめんなさい、すぐに校長の聴取書、お時間いただければ確認できますけれども、重ねた、合わせた、そうですね……

(小野部会長)

原稿のとおり引用したというご趣旨でしょうかね。

(甲斐田委員)

そうですね。恐らくそのとおり引用している可能性が高いんですけども、ごめんなさい、校長の聴取書にすぐ当たれないので、確実というふうには申し上げられないです。ただ、「合わせた」も「重ねた」も、この場合はそれほど実質に影響するところでもないというふうなところですしというのはあるんですけども。

(小野部会長)

そうですね、はい、私もそう思います。ほかの委員の方は、これはこのままでよろしいですか、そうすると。それでは、ここはこのままでいきます。鈴木委員、どうぞ。

(鈴木委員)

合わせるという表現と重ねるという表現あるんですけども、手を置いて、その上にまた手を合わせていったということなので、意味としては別に合わせたでも結構だと思うんですけども、表現が近いのは重ね合わせるぐらいのほうが近いので、それはちょっと確認いただいて、このままではなく、より状況に近い表現のほうが良いと思います。以上です。

(小野部会長)

ありがとうございます。そうすると、これは、各聴き取りのそれぞれにあって、例えばこの同じページの1行目には手を重ねていこうというような表記もあるところですので、大体意味合いとしては分かると思いますけども、ここ、先ほどおっしゃった引用の原点にちょっと当たってみるということできたいと思います。次に行きます。次は34ページです。34ページの4行目のところで、①の基準からは、いじめが解消していないとみなすべきであったとして、上に①、②って基準が載ってるんですけども、その基準からこうなるというのではなく、①の基準を満たしていないとみなすべきであったというふうにしたほうが良いかなと思ったんですが、ここも甲斐田委員の執筆担当部分ですけども、34ページの上から4行目、5行目のところの部分です。

(甲斐田委員)

34ページ目、①、②、はい。すみません、ご指摘、これについて何か問題があるというような。

(小野部会長)

問題があるというよりは、この4行目で、①の基準からは、いじめが解消していないとみなすべきであったというんだけど、これは①の基準を満たしていないとみなすべきであったというほうが正確でないかという意見なんです。

(甲斐田委員)

なるほど。少なくとも3か月、いじめに係る行為がやんでいる。いじめ解消と評価するために少なくとも次の二つ。少なくとも3か月、いじめに係る行為がやんでいる。そうですね。①の基準からは、いじめが解消していない。一応通っていると思うんですけども、どこに問題があるというようなご指摘でしょう。

(小野部会長)

そうですね。ほかの委員の方はこの部分、このままでよろしいですか。ちょっと私、最初にざっと読んだときに感じたのは、①の基準からは解消していない。①の基準を満たしていない。あ、満たしていないから、この基準によれば解消していない。そういうふうに読めばいいんですかね。

(甲斐田委員)

そうですね。評価する、少なくとも次の二つで、両方満たさないといじめ解消と見てはならないという判断基準ですので、一つ満たしていないことが明白である以上、いじめが解消していないとみなすべきであったということで、理屈としては筋が通ったように書けてるかなと思ったんですけども。

(小野部会長)

はい、分かりました。私のほうで納得しましたので、これはこのまま維持で結構だと思います。その次に38ページ、これは細かな表記というか、表現、表記の問題ですけども、38ページの下から7行目のところで、前の行からいくと、複数の教員が本事案の状況につき報告を受けるとあるので、これは「から」の誤記じゃないかと。複数の教員から云々と、「が」が「から」に直したほうが正しいんじゃないかということですが、甲斐田委員、どうでしょう。

(甲斐田委員)

そうですね、「から」ではない。でも、副主任かつチーフの生徒指導主任、1人に対して、そうですね、失礼しました、これは「から」ですね。複数の教員から状況につき報告を受けることはあった。そうですね。生徒指導主任が複数の教員から受けているということで、それは、はい、「から」に直したほうが正確になると思います。ありがとうございます。

(小野部会長)

ありがとうございます。次に、39ページに参りまして、39ページの3の、これはいじめ重大事態の扱いのところですけども、この3の冒頭部分と、それから(1)の冒頭部分ですね。これがいじめ防止対策推進法の28条1項2項の解説、あるいはガイドラインとかの解説、それから41ページのほうに行くと、文部科学省の基本的な方針という文書なども相まってですね、この39ページの3番から41ページにかけて、その部分の重複が多いような気がしたんですけども、甲斐田委員はここはどうでしょうか。鈴木委員、これは、失礼しました。鈴木委員のお考えをお願いします。

(鈴木委員)

そうですね、おっしゃるとおり、39ページの3のところの28条1項及び2項という表現と、今ありました40ページにも、ある程度、28条1項第1号ということで、ちょっと違うんですけども、記載されております。ただ、42ページにもあるんですけども、もし可能であれば39ページと40ページを多少重複する文言は省きながら、ただ、41ページはこのままというか、これはきちんとこれに基づいていますというふうなことが示されているので、残せればと思います。ですので、39と40、ただ、40ページのほうも、その下の①から④という表現もありますし、その辺りを踏まえてちょっと、今すぐではないんですけども、整理できるところは整理したいと思います。以上です。

(小野部会長)

ありがとうございます。執筆担当の鈴木先生がそうおっしゃっていただくので、そうさせていただきたいと思います。その次に、45ページですけども、これも鈴木委員の執筆部分でしょうか。45ページの段落が切れたところで、以上のとおりの後のところで、当該児童のいじめ対応及び登校に関してとあるのは、不登校に関しての誤りじゃないかと。「不」が抜けてやしませんかということなんですけども、これはこのままでいいでしょうか、それとも不登校でしょうか。

(鈴木委員)

これは私のところですけども、これは、何というんでしょうね、二つの考え方があるというか、学校に来ない状況をどういうふうにするかということで不登校対応という部分と、もう一つは登校時に担任とか校長とか主幹教諭がどういうふうに対応していくのかということもあるので、もし分かりにくければ、不登校に関してという言い方だとその不登校対応ということになるんですけども、登校時に関してというふうにも、もし登校の後ろに時というのを付けると登校したときの対応という強調になるんですけども。これはどちらをメインにするのかということになって、皆様のご意見が本当に不登校対応で学校を挙げてという部分であれば不登校だし、登校時にどういうふうに学校が組織を挙げて対応していくのかというのであれば登校時、その両方の意味がちょっとあったので分かりにくくなったと思います。以上です。

(小野部会長)

ありがとうございます。甲斐田委員、どうぞ。

(甲斐田委員)

すみません、ちょうどこの45ページ、以上のとおりのところで、ちょっとすみません、表現で気になったところがあったので、すみません、途中で割り込みになってしまうんですけども、45ページ真ん中、以上のとおりの2行目ですね。校長がリーダーシップを発揮しながら対応していたというような文言なんですけれども、これは間違ってるわけじゃなくて、言葉のニュアンスの話ではあるんですけども、つまりリーダーシップを発揮して、発揮できていたのであれば、つまりリーダーシップというような言葉の中に組織を有効に動かして問題解決する、できるというような肯定的なね、ニュアンスが含まれている、リーダーシップというのはうまくいくとそういうふうになるものなんだというような含意があると思うんですけども、これ、本件においてはそれが結論としてできていないというような、結果としてですよ、発揮しようとしたかもしれないけれども、できていないというような評価に、申し訳ない、収束していくと思いますんで、これ、例えば校長が、そうですね、ただ、適切な言い換えも思いつかないんですが、校長が中心となってであるとか、校長がトップとしてというのもあるんですが、もうちょっとリーダーシップみたいな肯定的な行動と、それに伴う成果があるみたいな意味を含まない価値中立な言葉に変えたほうがいいかなというふうに思いました。以上です。

(小野部会長)

ありがとうございます。が、まだちょっとその1行上のところをこのままの登校にするか不登校にするかということ、あるいは登校時にするかという辺りについてはご意見ございますでしょうか。

(甲斐田委員)

すみません、そのところは、ごめんなさい、近くにあった言葉でちょっと引っかかりを見落としただなというところがあったので意見させていただきました。

(小野部会長)

すぐ後にやりますので、お待ちください。今の点は、鈴木委員はこれはこのままでいいというようにお考えでしょうか、この登校のところは。いじめ対応及び登校に関して。

(鈴木委員)

もし、やっぱり分かりにくいということであれば、ここでのメインというのは不登校への対応ということもあったので、不登校に関してでいこうと思います。

(小野部会長)

ありがとうございます。じゃあ、そのように修正させていただく方向で考えます。鈴木委員、続けてなんですけども、今、甲斐田委員からの突然というか、ここで出たこの表現で、リーダーシップを発揮しながらというのがどうも肯定的表現であって適切でないんじゃないかという指摘についてはいかがでしょうか。

(鈴木委員)

これは、以前にもちょっとお話ししたことがあると思うんですけども、不登校対応ということで、ややもすると担任とかばっかりに任せてしまいがちなところもあるという実態もあるんですけども、校長先生が率先して中心になって対応していったところを踏まえて、そういう意味のリーダーシップということで表現させていただきました。ただ、今甲斐田委員からあったように、組織全体へのリーダーシップというふうになると、やや、皆さんのいろいろなご意見も踏まえると、ちょっと不適切というか、状況を正確には表現していないというのも確かに分かりますので、じゃあ、もうち

よっと弱めた表現という、校長…、これは後でちょっと考えてみますけれども、そんなことで少し考えさせてください。ほかの意見があればよろしくお願いします。

(小野部会長)

この部分について、ほかの委員の方でご意見がある方いらっしゃいますか。伊藤委員、お願いします。

(伊藤委員)

今の甲斐田委員のご意見に同意します。ですから、鈴木委員がおっしゃったように、校長が中心となってという表記が適切かなという気はします。そうすると、その10行目辺り下にも、同じく、校長のリーダーシップの下という部分がございますので、この辺り全体をもう一度ご確認の上、再考していただければと思います。

(小野部会長)

よろしいでしょうか。高田委員のご指摘の部分と、私の修正メモの中で、公開の場で取り上げられるであろうということで予定したものは以上でございます。したがって、ここまでで公開を終了させていただき、この後は非公開という形で…、あ、甲斐田委員、どうぞ。

(甲斐田委員)

ごめんなさい。後回しにするほどのあれではないので、先ほど確認した上でというのは、手を重ねたというような表現であったのか、あるいは、ちょっと待ってくださいね、重ねたという表現が正確なのか、あるいはそうではない、合わせたという表現が正確なのかというような部分なんですけれども。ごめんなさい、戻ってしまって。先ほどご指摘のあった校長先生の認識としての手を重ねた、合わせた、どちらが正確なのかというようなご確認に対してなんですけれども、今、校長聴取書を確認いたしまして、12月26日のほうの聴き取り調査記録ですね、その12ページから13ページ、15ページというようなところで、聴き取りの中で合わせるという表現も出てはいるんですけれども、校長先生が主に、校長先生の発話としては、重ねていくであるだとか、そうですね、重ねたというような表現を校長先生は多く使っておられるので、すみません、合わせたというよりも、確かにこう、見えますかね、こういう重ね合わせたというような、調書の中でもそういうジェスチャーが出ていたような記憶もございますので、このところは、合わせたじゃなくて重ねたのほうが校長先生の言い分としてはそうなんだというようなことで正確な表記になると思います。ですので、合わせたじゃなくて重ねたに変更をお願いします。

(小野部会長)

ありがとうございました。それでは、今申し上げましたとおり、ここまでが公開を予定していた議題でございますので、以上で公開を終了させていただきます。恐れ入りますが、傍聴の方と報道の方はここまでで退席をお願い申し上げます。

<傍聴者・報道関係者退席>